

町田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

町田市消防団に関する条例（昭和42年12月町田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、団員となることができない。</p> <p><u>(1) 禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を<u>終わる</u>までの者<u>又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p>(分限)</p> <p>第6条 任命権者は、団員が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に<u>掲げる</u>場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合</p> <p>(4) 略</p> <p>2 団員は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第1号</u>に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(懲戒)</p> <p>第7条 任命権者は、団員が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、<u>停職又は免職</u>の処分をすることができる。</p> <p>(1) 消防に関する法令、<u>条例又は規則</u>に違反した場合</p> <p>(2) 職務上の義務に違反し、<u>又は職務を</u></p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、団員となることができない。</p> <p><u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><u>(2) 禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行を<u>終る</u>までの者<u>またはその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>(分限)</p> <p>第6条 任命権者は、団員が次の各号の<u>一に</u>該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に<u>規定する</u>場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合</p> <p>(4) 略</p> <p>2 団員は、次の各号の<u>一に</u>該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第3号を除く各号の一に</u>該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(懲戒)</p> <p>第7条 任命権者は、団員が次の各号の<u>一に</u>該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、<u>停職または免職</u>の処分をすることができる。</p> <p>(1) 消防に関する法令、<u>条例または規則</u>に違反した場合</p> <p>(2) 職務上の義務に違反し、<u>または職務</u></p>

怠った場合

(3) 略

2 停職は、1月以内の期間を定めて行~~う~~。

を怠った場合

(3) 略

2 停職は、1月以内の期間を定めて行~~な~~う。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。